

第6回智頭町行財政審議会議事録

日時：平成22年7月13日（火）10時から12時30分

場所：智頭町保健・医療・福祉総合センター「ほのぼの」ひだまりホール

次第

開会

- 1 会長あいさつ
- 2 配付資料説明
- 3 議題
 - (1) 第5回審議会内容の説明
 - (2) 諮問3：その他智頭町行財政改革に必要なこと
 - ・議会と監査について
 - ・その他
 - (3) 答申について
 - (4) 次回の審議会の日程

閉会（藤原総務課長）

みなさんおはようございます、ただいまから第6回智頭町行財政審議会を開催します。
はじめに江藤会長からご挨拶をお願いします。

1. 会長あいさつ（江藤会長）

江藤：あらためましておはようございます。本日は第6回。中間報告となります。
お疲れとは思いますが、2時間、充実した話し合いをしていきたいと思えます。
諮問3で智頭町行財政改革に必要なことと題して、審議していきたいと思えます。

2. 配布資料説明

課長：つづきまして、河村参事から配付資料の説明を行います。

参事：前回第5回の会の中で、議会関係の資料提出依頼がありました。

資料1として議会の状況等を書いておりますので、のちほど御説明いたします。

資料2が議会の活動経過ということで研修の行程を載せております。

資料3が監査委員の業務内容と、平成20,21年度の定例監査等の日程をあげております。

資料4ですが、監査委員条例を載せております。

資料5ですが、今日の話の中心になると思うのですが、行革審議会の答申（案）で、内容につきましては審議の中で話をすすめていきますが、諮問1～3まで本日まで話し合ったことを元に案としてこしらえております。本日は2名の委員さんが欠席ですが、事前に両委員さんにもご協力をいただきながら案を作っております。

資料6は、前回の議事録ということで、目を通していただければと思います。

課長：それでは議題に移らせていただきます。以降は江藤会長に進行していただきます。

3. 議題

(1) 第5回審議会内容の説明

参事：資料6に議事録がありますが、諮問2について審議が行われました智頭町の職員の給与と人事管理について、組織の現状、その中でやり方や昇任昇格のルールがきちんとしていなかったというご意見をいただきました。今後、勤務評定をおこなったうえで昇任・昇格等のルールを決めていかなければならないところです。

また、職員の育成ということで、研修制度、具体的な研修制度のありかた、公務員としてのルール、こういったことを決めていかなければならない現状でした。

給与の内容について深い議論はなされなかったのですが、国家公務員に準ずるだけでなく住民に説明でき、わかりやすい給与体系を検討していくべきということのご指摘をいただいております。

会長：委員からご質問ご意見はありませんか？

(2) 諮問3：その他智頭町行財政改革に必要なこと

会長：この議会と監査についてということですが、議会を行財政審議会の対象にするかというところも議論があったのですが、岡田委員はすべきだったと思われていますが、もう一度確認させていただきたいんですが。

岡田：行財政を智頭町全体から考えますと、議会を外すわけにはいかない。予算を考えるとついでまわるものですから、やはり議会も対象と考えるべきと僕は思います。

会長：気持ちは分かるんですが、議会は行財政の対象ではないですよね？

岡田：行財政と考えるとそうですが、財政と考えると対象になるのでは？

前田：議会の成り立ちから考えると、町長も住民から議会も住民からで、行財政という面で見ると、財政は両方かぶっている。クルマの両輪のように行政を運んでいく、常にそういう関係にならないといけない。ひとつのクルマになると倒れてしまいます。常にいい関係でない。そうしないとその関係が薄れてしまう。こちらで審議するのは、答申という面では議会は外すべきです。それは議会でも普通の行政の成り立ちで、議会もそれに従っていくべきで、全部ひっくるめて我々がすべきではないです。

会長：議会は地方行政体制に入らないので議論の対象にそぐわない。町からの諮問ですので、行政体制の理論はできるが、議会については慎重になるべきです。町長からの諮問の中で住民自治の関係の中で議会を対象にして欲しいという議論もあったので、視点を変えて住民自治を進める流れのなかで、限定的に扱わせていただけないでしょうか？

前田：議論の中ではかまわないが、議会の体制や議会を論ずることは避けるべきだと思います。

会長：基本的な住民自治の原則を前田委員は強調してくださったが、本審議会は行政改革を進めるための審議会ということで、議会の行政改革を推進していくうえで第1級の役割

を担っているということです。これは住民がどう関わっていくかと同時に住民代表機関が行政改革をどんなふうにすすめていくかどうかの重要な機関です。それをどのようにかわっていくべきなのかという視点から、また、今回、諮問の中には新しい住民自治を考えていくというのも入っています。そういう視点の中で考えていく。もう一度確認ですが、議会は行政体制ではありません。このことは国の文書の中でも間違った議論になっていますが、議会は地方行政体制ではなくて住民代表機関の大事なものと確認させていただきたうえで、この議会を対象にさせていただければと思います。

岡田：たしかにそうだが、町長から諮問されたことを考えると一般町民から見ると法的なことからではなく、地方自治まで含めた住民からの目線が大切なのではないか。

前田：議会にとっては厳しい言い方ですが、自立して検討すべきとなされているのでよけいに2本柱として動く強固なものというのが私の議会に対する考え方です。

会長：議員の方もいらっしゃるので、後ほど話を伺えればと思います。

寺谷：私も議会の役割は重要になってくるが、広い意味で住民自治の立場から考えていくことが必要と思います。前田委員の意見をふまえてそこを避けてはならない。ありようについては議論しておくべきだと思います。

会長：本来はこの審議会の対象にする話ではありませんが、行政改革をすすめていくうえでの推進の拠点になるということと、住民自治の根幹としての議会というようなことで限定して考えるということによろしいでしょうか。

寺谷：非常に重要な問題であります。

会長：町長からの諮問となじむかどうかという問題なのではないでしょうか。

寺谷：私はなじむと思います。避けては通れないと思います。

会長：避けては通れないということと議会を次のような視点、つまり行政改革の推進ということと住民自治のあり方との関連の中でのみ関わるという限定的なものなのです。議会対策をここで論じるものではないのです。

寺谷：最終的には議会の議員の一人一人のありようで強調しておくべきです。

会長：ありようの議論は当然ですが、視点の問題なのです。行政体制の中に入れるのではないのですという確認を取ったうえで、議会について限定的にとり扱うということです。

議会について、本来は議会改革の議論として町長の諮問と違った動きをしなければならぬ。ただ今回は行財政改革をすすめていくような推進拠点、推進の主体だということと、住民自治の関わり合いの中で議論していこうという立場、町長の諮問事項の中にもそのような視点、口頭の中でありましたけど、そういうような視点から今回議論しようということになっています。ただ大事だから議論するという話ではないのです。それではそのような視点から今回の議論には行っていきたい。事務局からひとつひとつ説明いただけますか。

参事：資料1で議会の状況を説明します。構成は、定員12名で、表に氏名等のせています。

常任委員会が3つございまして、総務、民生、議会広報常任委員会があり、各6名6名5名の構成で、議会運営委員会が5名、特別委員会ということで、3つの委員会があります。

常任委員会ではそれぞれの委員会が所管いたします

総務常任委員会は総務課、企画課、税務住民課、教育課、その他の常任委員会に属さない事項につきまして担当しています。

民生常任委員会は、建設農林課、地籍調査課、福祉課、保健・医療に関する事項について所管しております。

議会広報常任委員会は年 4 回の議会だよりの編集及び発行、議会広報・広聴の調査及び研究をいたしております。

議会運営委員会については、議会の運営について、議会の会議規則、委員会に関する条例、議長の諮問について議会で話し合っております。

そのほか特別委員会として基本条例調査特別委員会、条例制定に向けたものを担当しています。

④として同和対策委員会としては同和問題に対する議員研修をおこなっています。

議会全員協議会は議会全員で議案の審査等を行っております。

(3) の本会議として一般質問、議案に対する質疑を行っております。

次のページで(4)として議員報酬・費用弁償のところで、議長以下副議長、常任委員長、議運委員長それぞれの報酬月額、給与カットにともなう支給額を載せています。それからその次のページが旅費、議会事務局の構成メンバーをあげております。

次のページが審議状況ということで、定期議会、臨時議会を平成 21 年 1 月から 12 月までの開催の状況を載せております。定例会を年 4 回、臨時議会は昨年 4 回行っております。

(3) として一般質問の状況を載せております。

閉会中の事務・事業の継続状況は各委員会が次のような状況で行っています。

総務常任委員会は、地域防災対策(総務課)観光・交流・商工関係について(企画課)環境衛生・公営住宅・上下水道、教育関係、文化行政などについての調査を行っている。

民生常任委員会については、福祉について、高齢化対策、保健医療など病院関係、建設農林、地籍調査など国交省調査関係も行っております。

広報常任委員会は、議会だよりについて編集及び発行等、議会運営委員会では議会の運営についての協議でございます。

最後に議会基本条例制定調査特別委員会ですが、人口の推移と議会と智頭町の〇〇です。

資料 2 につきましては、平成 14 年度から議会でどうゆう活動を行ったか、また、委員の報酬削減をおこなったことなど、年表的に 2 ページにわたって載せております。

3 ページ目には議員研修の目的や研修先、参加者を載せております。議会関係は以上でございます。

会長：議会と監査を分けた方がいいですね。岡田委員からいろいろあると思いますが、まず初歩的なことを確認したほうがいいので、委員の方からご質問をお願いします。

寺谷：さっきおっしゃった部分ではだれに？どこに？執行部に聞けばよいのでしょうか？

会長：まずは事務局が把握しているところで聞いてください。

寺谷：議会での検討が進んでおるようですが特別委員会としていつ頃を目途にされているのかどのような内容を協議されているのかといった状況はどうでしょうかというのが一点と、議会の傍聴者の数が少ないことが課題ですが、他のところでやっているように休日や夜間等におこなうとかがあれば聞いてみたいです。

会長：把握してあるところでもいいので事務局からお願いします。

参事：土日とかは現在議会を行っておりません。以前は休日に行ったこともありますが、傍聴は毎回6名くらいです。

特別委員会の内容は細かいところは把握しておりません。

会長：委員長・副委員長はいらっしゃいますか？

谷口：今回問題を練っているところで、研究している段階で私の発言ができないところですが、北海道のはしほ町に伺いまして実際話を伺いましたところ、条例を作ったから物事がよくなるわけではなく、条例に対していかに議員が遵守するかが問題です。そこに条例の持つスーパー機能はあるようでない。それを守るのが議員の資質を問われるわけです。他の事例を聞いても罰則規定なんかもないようです。

会長：罰則規定がないのですがそれは選挙です。日程については分からないということですね。よろしいでしょうか。

前田：どちらに質問といわれたが、実際、事務局に質問するのは疑問です。なにかおかしいです。実際に議論するならば。

会長：主催はこちらなのでまずは事務局で、もしよろしければ議会の方に答えていただけるということで。

前田：きちんとした委員会を設けているのはすごいことで、これと我々がやっている審議会とが2本の柱になるべきだと思います。いつも議会運営委員会があるわけですから議運の委員長さんが本当の意味で執行部側と議会側の調整をしていて、ものが書いてあってそれを話すのが常なんですけどもそういうこともなく、議会運営委員会でこういうにすすめて、こういうふうにするということが決まっているわけですね？それでは委員会ではなく、報告会になると思うのです。どれだけの事務量を減らして、皆さんがきちんとした業務精査できれば、そうゆう時間をとっていただいてこそ町民のためのお仕事、常に執行部側が何かをきちっと書いて渡すということでは議会の方々もすごい労力を使っているわけですから。資料要求は当然できるのですが、きちんとしたものをくれということはちょっと違うんじゃないか。それをつくる労力が必要ですし、そのへんで執行部と議会がきちんと2本の柱になって行けばよいという気がします。改革論ではなく、執行部側の改革の中にはいつてくるかもしれないが、その辺の質問は私にはちょっとわかりません。

会長：今回議論することではなくて中身、運営の仕方が今どうなっているか。議会と執行機関が切磋琢磨して議論がされているかどうかということだろうと思います。議運や全協でルールがしかれて本会議がセレモニー化しているということが問題なんだろうけど、実際どうなのでしょう？これは行政の職員の方にお聞きしますが。

課長：他の議会がよく分からないのですが、セレモニー化とは逆の方に行っていると思うし、議員の方も形骸化というか書いたものを読むというのは以前よりは減ってきています。

会長：前田委員よろしいですか？

前田：改革の中ででてくればよい。議会がどうかではなく効果がどうでているかということがわかってくるのでは？

会長：そういった視点で前田委員は言われているということです。

参事：議会に対し情報提供も当然やらなければいけませんし、資料提供につきましてもそうです。そういった意味では両輪として機能しているのではないかと思います。

会長：前田委員も質問しづらいのはよくわかりますが、行政改革をすすめていくような、あるいは執行機関と切磋琢磨していくような議会像はありうるんじゃないかと思います。なにかありましたらご提案いただきたいと思います。

私の方からいくつかお聞きしたいのですが、委員会等所管事項と書いてある中に④同和対策委員会から⑤全協、⑥委員長会という項目がでているのですが、根拠はなんですか？根拠条例はあるのですか？③特別委員会までは根拠条例があるのはわかりますが、それ以下の3つは？堂々とかかかれています、100条の規定を使って規則に入っていますか？

参事：規則に入っております。

それからここにお金のことがずっとでていますが、政務調査費はないのですか？費用弁償もないのですか？町内ですから交通費もかからないと想定しているのですか？ガソリン代もない？ガソリン代はかかるし必要でしょう？聞いていいかどうかわかりませんが。費用弁償の批判があるからなくしたのでですか。

西川議員：行革を行う中で議員定数の減等を検討してカットすることにしました。費用弁償はないのですが、一昨年から委員会に見合った研究調査費をつくっています。

会長：行財政改革審議会の会長なのでこれ以上は言いませんが、単なる研究者とは違いますのでこれ以上は言いません。

参事：資料2の中で、平成15年に費用弁償を廃止しています。

会長：費用弁償に日当を入れるのはよくないです。ガソリン代とかはよいのですが。

岡田：議会は土日という話もありましたが、日曜日にせっきく設置して出やすいだろうという配慮をしてもまったく少なくて意味がないという話になりました。それよりも傍聴においでになる方、勤めに出ておられる方が議員に立候補する人のために検討すべきである。日当とか時間で制限する方がよいのでは。日当制とか議員報酬についても色々議論がありますが定数を考えて、民主主義ではなるべく多くのかたが参加できる方がよい。定数を多くして報酬を少なくすればどうだろうか。

資料収集については、議員も勉強しなければいけないし、研究調査費は資料集めにも相当な費用がかかる。議員報酬削減も必要だが、ただ減らすのではなくそういった面も勘案して欲しい。言い過ぎると問題になるがこのように思います。

会長：前田委員の言われたこともひっかかっていて私も議会の議論に入れないところがあ

りますが、町長からの諮問で、協議会の更なる活性化と議員報酬へのあり方についてもご審議を。と書いてあります。書いてあり、第1回では言われていますが、この審議会で議論してよいかどうか迷います。町長の諮問の中で協議会の更なる活性化と議員報酬のあり方とあるので、それをどのように料理するか検討させていただきたいですが、これは結構微妙な問題で、ここで下手に踏み込んではいかがと思います。議員の中では議論してよいといわれる方もあるかもしれませんが、日本の住民自治の大事なやり方、議論にとって発展させるのか後ろ向きにさせるかというところがあるもので私も慎重にしゃべっているのですが、そうはいつても議会の活性化と議員報酬のあり方というところもありますので、先ほどの視点からさらに議論を深めていただきたい。

前田：活性化の面では傍聴を町民がいかにして、やり方として議会では質問内容をどれくらいの前までだされていますか。1週間前とかに出されていますか？

西川：1週間前です。私からは理解してもらえる範囲でお答えします。

前田：どの議員がどういう質問をされるか住民に分からないでしょ？本来ならこういう質問をするからと情報提供されると傍聴に聞きに行こうかとなるわけですね

事務局がするのかわからないのですが、議員さんがどういう質問をするかわからないので議会に傍聴にこられないのです。支持者の方だけでもいいから情報提供されたら割合きてくださるはずなんですね。そうすれば一桁とか6人とかではなく来てくださるのではないのでしょうか。そうすればだんだんと町政に対して耳をかたむけてくださり支持者が増え、活性化につながるのではないのでしょうか。各委員の報酬で月額・日額・年額は規則かなんかで定められていますか？それは条例で定める時に基準的なものがあったのですか？

寺坂：基準のあるものとないものがあります。以前は日額5千円とか、1回に3千円とかがありましたし、よその町村と横並びにもなっています。

寺谷：傍聴者ということを書いたのですが、行政に対する議会のありよう、力を入れていく中で、ともすれば議会開会中で事前に情報提供が無いから特定の町民さんに偏ってしまうのでは？智頭町の意識もすすんでおりますので、その観点から夜間・休日に議会だよりも含めて事前に質問内容を住民に知っていただくようつとめ、議会を議員さんの活動と一緒にしていけばよい。活性化の方法等、岡田委員から議員活動としての参加を側面からぜひやっていただきたい。それに対する実費弁償とあったのですが、政策提言が少ないと思うが、それらも含めてなんらかの形で考えていただきたい。

会長：土日とか夜間の議会開催の招集は町長なのですが、実際運営するのは議会が独自に動くと思うのですが、岡田委員にお聞きしますが、傍聴を増やすってことではなく多様な方が議員になるために夜間や休日にそれを模索する人が実際あるんですか？それをやるべきなのですか？

岡田：傍聴もそうだが、やるべきだがやってみたら多くなかったという事例があります。誰がどうゆう質問をするかもありますし、例えばサラリーマンは平日では無理です。もちろん土日だけで議会活動ができるわけではないですが多少楽になるのでは？若い人の参加

もあるのでは？という新しい人材が出てもらえないかという希望です。

会長：岡田委員は元議員だったので説得的な議論でしたが、例えばサラリーマンが夜間や休日に議員になってもできる状況でしょうか？時間的な問題や調査やかなりむずかしいですよ。

岡田：単純なモノではないが、すくなくとも条件だけでもあればよいと思います。若い人でも勉強するというのであれば反応があるのではないかと思う。

会長：今までの経験から可能でしょうか？分権時代にある程度地域経営を行っていく議会の役割が高まってくるというときに、議論としてはわからなくもないですが、果たしてそれができるかどうかも含めて慎重に検討したいと思う。

傍聴を増やすために休日夜間に議会をやっているところもあるのですが、だいたい2年位するとだめになります。最初は面白く人が集まるのですが、恒常的にはこない。おそらく議会と執行機関の対峙する議会自体が面白くないのだと思う。切磋琢磨していくような緊張感がない。だからいくら土日や夜間に議会を開催しても飽きられてしまうということがあるので、さきほど前田委員が言われたように単なるセレモニーではなく緊張関係をもって行う。事前にすり合わせができていのであれば、住民自治の根幹である広場としての議会にならない。そういうようなところをどういう切り口をしていたらいいかわからないが、今後は検討していきたいと思う。

ところで、議員報酬のあり方について町長からでているのですけど。議会の動きが分からないと報酬はなかなか議論できない。高いか安いかわからないという議論もできないところなのですが。前田委員なにかありますか。

前田：よくわかりません。実態がわからないものですから適正かどうかはわかりません。

会長：この報酬で会社を辞めて議員になるひとはいないですよ？昼間活動するなら報酬を上げなければならないだろうし、たとえば夜間や休日に実施するなら下げることが可能になってくるが、そんな簡単な問題ではない。議会や住民自治の根幹に関わることなので難しいです。検討する必要があるという町長からの諮問を受けながらも踏み込めないのはそういうところがあるからです。

参事：監査委員の業務として（資料3）

- 1 定期的に行う監査
- 2 必要があると認められるときに行う監査・・・公金 出納簿
- 3 要求または請求に基づく監査・・・要求又は請求
- 4 実施された監査の結果報告及びその後の措置・・・

実施状況

間に合わなかったですが、全国町村監査委員協議会調査に報酬等の記載がある。調査の6～7ページ以降に記載してあります。

会長：前田委員さん、監査委員についてはここでやっても問題ないですね。

行政委員ですから、多元性で町から独立している執行機関内ですから問題ないですね。とくに監査というのは行財政改革をチェックできる重要な機関として位置づけることができるとしてよろしいですね。

岡田委員が監査委員なのですね？これ私が不思議なのは、岡田議員は元議員ですが、なぜそんなことになったのですか？外の人間から見ていて変なのですが。

岡田：監査委員がこういうことをやっていいのか尋ねてみたのですが、内輪の話で申し訳ないですが相談してみたところ法的には問題ないです。

会長：法的には問題ないですが、監査は2年任期ですね？議会のOBですね？

どういうふうになっているのですか？いままで伝統的にそうなのですか？

岡田：前任の寺坂さんもそうで、元議員でした。

会長：智頭町では従来そうなのですか？

課長：たまたま岡田委員がそうだということです。この状態が2期続きました

会長：基本的な考え方として議会が決めることなので自治の問題ですが、OGOBが制限を法律で加えていることもある。規制は加えていないのだけど、詳しいのはいいのだが癒着がいけないということがあって法律で制限している。私が見たときに智頭町はどうなっているのか？どうゆう制度設計をとっているか町長に聞かないと分からないのですが、いろいろ考えると、そうゆうところが実際にはないことも重々承知のうえで言っています。

前田：報告の件数がないのですが、そこが監査っていうのは大事です。どこを改めたかが大事なのです。

会長：是正についての報告義務は法的にはないのです。そこはつきつめなければいけない議論なのですが、いままではどうなっていますか？

寺坂：指摘事項については次の議会までには口頭で説明があるか、そうでなければ資料を提供しています。

前田：それでは改正されたということは実際無いのですか？

寺坂：以前は口頭で指摘され、口頭で回答するパターンでした。

前田：改革の中でチェック機能がすごく重要です。直してやっていくといううまく循環します。はい終わりましたで印を押しますという態度ではだめで、人数を増やすとか、いろいろな分野の人を入れるとかしないとチェック機能としては問題があると思います。

会長：事務局が答えるのは難しい問題ですね、ここで議論してもいいが前田委員の意見が十分わかります。監査機能を充実させ、ニーズを増やすこともよいが、監査機能が重視だから監査委員が責任を問うっていう話も出ています。なにかあったときに。ただ、この金額で責任を取らせるのかという疑問が出てきます。それができるか？例月検査くらいでしょ？できるのは。

岡田：次の監査会で前回どうだったかというそういうやり方をしています。

文書で指摘し、前回の指摘がこうだったからこうであると返事をする。数字のこともありますが、数字以外のこともやかましいことをいうこともあります。事務局の人は易いやす

いと思っているかもしれないが、ただ口頭でいっばなしにはなっていないと思います。

会長：でも 2 人だけだと難しいでしょ？例月だけでやっとな行政監査はできないと思いますが。

岡田：膨大な資料ですのでいろんな問題もあり、なかなか難しいです。

会長：監査委員が大切なのは分かるが、どうすればよいか？人を増やす？お金かける？外部監査しますか？この規模ではむずかしい？大事なことであるのはわかりますが。

岡田：どれだけ委員を増やすか専従を増やすか？予算の関係がついてきます。

会長：本当は監査委員は戦後にうまれている。監査機能は本当は議会なんです。議会から監査機能を取りあげて監査委員にしているが、そうゆう議論で議事を議論するなら可能。ギセンの役割をどう議会として受けとめているか？智頭町ではそうではないかもしれないが、輪番制で監査委員をおくところもあります。その専門性も位置づけずにおこなっているという議論もある。議選と議会の関係がどうなっているか？ちゃんと議選の監査委員が議会として支援しているような制度設計をしているかどうか大事なポイントだと思う。増やしたとしても・・・増やすのは大賛成だがどうか？

寺谷：さきほどもおっしゃったが、議会の有り様は大きい。事務局長併任で増やすことはむずかしいかもしれないが、議会なりの意見も思っておくべきじゃないかと。

会長：事務局は条例設置？併任？

寺坂：議会事務局長が併任している。

会長：まじめにチェックをやる体制を整えるにはそこから考えるべきです。まず監査委員を増やすのも大事だが、事務局体制を整えることによって事前にチェックできるからです。監査委員部屋もないんでしょ？机もないんですか？全国的にもそのようですが。

課長：まだ動く直前なのですが、鳥取県東部の 4 つの町がありますが状況は一緒で、専門知識を充実させていくために公認会計士をお願いしていくことも考えている状況です。

会長：外部監査もやりますか？監査法人をつくって？

課長：話はでている。合併後にもう少しまとまってやれるように効率的にやりましょうという話があって、いろんな部署で始まる予定ですが、その中のひとつとして監査も対象になっています。

会長：外部監査を数年ごとに入れ込む話を受けてこれはすごいなあと思ったんですが？監査事務局を外に設置するの？

課長：外ではなく、専門的な方に 4 つの町をグルッとみてもらう。今の方をどうするかという問題も含めてですが。

会長：確認したいのですが、議会事務局を共同設置するのか、今回法律はとらなかったけれどもそのことを議論したいのですか。監査事務局を外に出すの？監査委員のこと？

課長：外に出すのではなく、まとめて 4 つの町を監査です。

会長：事務局はどこにおくの？

課長：事務局は各町です。これから相談の話ですが。

会長：法律が変わるので、そういうのができるようになります。

前田：専門家が欲しいのであれば、法律の専門家が議会事務局にも必要です。議員立法でやるのであればどこまでふみこんでお話できるかが問題です。

会長：監査機能を充実させるには監査委員、監査委員体制の充実、議会事務局の充実。人数の問題も入ってくるが法制に詳しい人たちも事務局に入れてはどうか。2人では少ないような気がします。鳥取県で横並びにするとそうなるかもしれないが、ポリシーというか智頭町として監査機能を充実させていき執行機関と切磋琢磨し地域をより充実させていくようなポリシーが大事です。議会事務局は3名？

参事：議会事務局は局長と非常勤2人。

会長：議会事務局は2名で、専任1名、非常勤1名。監査は事務局長が併任、非常勤はどのようなかた？役場のOBですか？

参事：一般公募で募集した普通の方です。

会長：役場OBだから批判しようとしているわけではなく、何らかの知識があつてよくすればよいと思って言いました。監査委員について副町長からこのへんはもっと議論して欲しいところがあれば、また今までの議論の中でなにかありましたらご意見いただきたい。

石谷：だいたいこちらが諮問の内容にこめておりました思ひは議会の件も含めましてはじめにいたしましたし、委員の皆さんに研究していただいているのではないかと。

会長：議論が不十分なところもありますがまた話を戻します。議会改革をしなくてよいと私たちは言っているわけではなく、執行機関からの審議会でありますので対象が限定したり視点を明確にしながら議会の議論をしなければいけないということです。むしろ議員の方にはかなりきついメッセージをおくっているのではないのでしょうか？今後議会改革を真摯にやっついていかないと、執行機関のほうはいろんな改革をやっているので、乗り遅れる可能性があるのではないかと思います。議員の方がいっぱいいらっしゃるので後ほどご意見をいただきたいです。

岡田：監査になると相当な資料があり、職員が200人いて1年中やっていることを監査するとすると事務局の数も必要であることをお話しておきたい。

会長：(3) 答申について事務局から報告してください。

参事：資料5の方に答申(案)として、事務局が言ってよいかどうか分からないですが、審議会で委員さんが審議されたものをまとめたものです。こちらで読みあげてよろしいですか？

参事：論点については欠席者にもご意見をいただいております。早口で読み上げます。

以下・・・答申(案)を読み上げ。

諮問事項1～諮問事項3まで

会長：今日初めてみられる方もいらっしゃると思いますが、全体的な視点とか構想とかを入れなければいけないと思ひまして、今朝8時に作成しておりますので誤字脱字があるかと思ひます。これは試みというか私の案で、諮問事項3については勝手に予想させていた

だいていますので、感想やご意見をいただきたいです。

前田：深めてはいるのですが、町長のマニフェストと総合計画は一致とまではいなくてもその中で結びつかなければならない。それを職員も町民もすべてのひとがわかっている、総合計画ありきで組織等が成り立っていると思うのです。それで一本の柱に全体的なトーンはまとめられていますが、もう少し前に出すような形にしていきたい。

会長：提案しているところをもう少し論点整理していきます。

前田：それと智頭町行政側には必ずしなければいけないことがあります。そういうものも整理して経常経費で予算化し、町民のマニフェスト、それ以外の町独自の事業にみなさんが提案していくと思うのです。なにもかもごちゃ混ぜでなく整理すれば案外よく分かると思います。

会長：提案する時の構図がうまくできていれば、付け加えの議論ができます。

副町長：智頭町は総合計画見直しの時期でありまして、来年の3月までにしっかりした総合計画を作るための良い指針をいただいたところです。これからしっかり議論していきたい。首長が変われば計画も変わる場合もありましたが、それも踏まえて、執行部だけじゃなく町民の総合計画をつくるという考えが大事です。作っても倉庫に入れるではなく、たえず眼前に置いて日常の業務にすすめる、そんな総合計画にしようと、そのためにこれから取り組んでいきます。

会長：来年の3月まで？審議会は設置しているのですか？

副町長：まだこれからです。

会長：ぜひ智頭町の住民参加の独自の事業を活用されていけば他の自治体にはないものができると思いますので期待しています。

寺谷：住民自治をたかめるシステムと併せて行政改革していく基本的視点があればよいと思う。ただひとつだけその中で町政のやりがいがあればよい。課や室をもうけるのも？NPO等もぜひ考えていただきたい。

岡田：基本的に町民の目線で行財政をやっていただくことが大事。一般町民から見るとどうしても高いところにある印象を受けるが、町民目線でものをみることは難しいが、対応の面でも十分参考にしていきたい。

会長：町民の目線を制度改革につなげたときにどういう提案が出来るかということ、それが現実とずれている場合にどこをどうなおせばよいのか？

岡田：結局、行財政改革というのは優秀な人材。

会長：今日来ていただいたから方ご意見をいただきたいのですが、行政改革プランを作る限定的に扱う審議会が多いのですが、今回町長から諮問を受けたのはかなり広い住民自治に関わること全般なのですね。システムとしてどう考えていくか？智頭町が本当に行うのであればかなり厳しい提案ができてきていると思います。本当にやるのなら私たち委員も力の限り応援したいと思っています。

国政：私は3回目の出席なのですが、答申をみたところいい答申とおもうが、行財政改革

とは違うかもしれないがお願いがあります。教育はこれに入っていないがこれも含めてゼロイチや百人委員会とおなじような考えでお願いしたいと思う。というのはH24年度から小学校が統合します。地域は今まで小学校単位がそれぞれ団結、議論しながら智頭町を支えてきた。社会教育の中でいかに地域を充実させるか？ゼロイチを全町でおこなえばよいという考えもあるが、公民館活動との対立も出てくるのでは？反目しないようひとつにして地域がひとつになるような行政のつくりというか、システムというかを考えていってもらいたい。

前田：そのためにも総合計画が必要。それに向かって皆さんがむかっていけばよい。

会長：教育の中身に入るのでしたら総合計画かなと思うんですが、小学校が統廃合するのでしょ？まとまりがきれてしまうので、どうやってシステムをつくっていくかという議論ですか？そうすると参加論とも重なるかな。

前田：ただ家庭活動の中に入れたいといけない。自治基本条例というルールの中です。

西川：答申が出されると議会に出されるとと思いますが、後ろ向きに陥りがちだと思いますが、議員定数、報酬の件など将来の発展性から考えると行革は後ろ向きではなく、議会だけでなく全ての面でそういう考えでお願いしたい。

会長：今日の中で後ろ向きな意見がありましたか？

西川：それはありません。

岸本：監査委員のチェック機能・監視機能にしろ、議会のチェック機能にしろ何をチェックするのか監視するのかという部分で確かに財政面はできますが、予算や政策の評価をどう監視したりチェックするかという視点が踏み込んでいない。もうひとつは行政が自身の評価をやっていただけたらと思う。

会長：なにを評価するっていうのは住民が評価するのです。中身については住民が評価することであり、住民の代表の議会がするんです。

当たり前のことですが、執行機関は強いといわれますが、町長に提案権とか執行する権限なんです。方向性を決めるのは住民代表機関の議会なのです。それがあから基本構想も含めて議会の議決になっています。何を基準にするのですか？と私たちに問いかけても・・・

前田：私たちが提案しましたが、提案とチェックと両方だと思う。それが本来のあり方で人数やそういったことからすると数字の羅列になっているのではないかと？

会長：評価について、今はまだ智頭町にはないのです。議会としてやってもいいが、もっと大事なポイントは事務評価シートをみて全体的な視点で議論するシステム化をしないといけないという提案です。これをいかにするのは住民であり議会であると思います。

岡田：9月定例時に指摘し、出していると思うのでそれを参考に議会でチェックして欲しい。

会長：9月定例に何を出されるのですか？

岡田：決算監査をだしている、それを予算に活かして欲しいし、議会にも報告しています。

寺谷：議長が言われたようだとおもう。バランスをとりながら議論しなければいけない。

高い部分で監査委員は数字より専門的な方も加えて政策と事業が上手く機能しているかというチェックができればよい。

町長：先生方ありがとうございました。智頭町も気合いを入れて前を向いていきます。議会と心をひとつにしていく。選挙も終わったが、世の中が浮き足立っているように見える。こうゆうときこそ小さい町だからこそ地に足をつけてがんばっていきたい。会長達にアドバイザーとして協力してもらったことを受け止めていきたい。傍聴して下さったみなさん、町はみなさんのものです。その大前提に基づいてやっていきたい。

(4) 次回の審議会の日程

8月3日町長に対する答申を提出

12時30分審議会 その後先生のお話を3時から

本日は以上で会を終わらせていただきます。